

所得控除の種類と金額

●人的控除

該当者	控除名		所得税	市県民税	備考
本人	基礎控除		下欄参照	下欄参照	納税者自身の所得金額に応じ控除される
	勤労学生控除		270,000 円	260,000 円	学校教育法第1条に規定する学校の学生又は各種学校の生徒で、合計所得が75万円以下の人
	寡婦・ひとり親 控除	寡婦	270,000 円	260,000 円	寡婦 …夫と死別(生死不明を含む)した後再婚していない人で、合計所得金額が500万円以下の人、又は夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の人 ひとり親 …事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいなく、合計所得金額が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子を有しており、合計所得金額が500万円以下の人
		ひとり親	350,000 円	300,000 円	
配偶者	配偶者	一般控除対象配偶者	下欄参照	下欄参照	該当者 …前年の12月31日(年の途中で死亡した人については、その死亡の日)現在、自己の配偶者で前年中の合計所得金額48万円以下の人。 老人控除対象配偶者 …12月31日現在で満70歳以上の人
		老人控除対象配偶者	下欄参照	下欄参照	
	配偶者特別控除		下欄参照	下欄参照	
被扶養者	一般扶養親族 23歳以上70歳未満 16歳以上19歳未満		380,000 円	330,000 円	該当者 …前年の12月31日で16歳以上で下記以外の親族(年の途中で死亡した人については、その死亡の日)現在で、生計を一にする親族や里子などのうち、合計所得金額が48万円以下の人 特定扶養親族 …扶養親族のうち、12月31日現在で19歳以上23歳未満の人 老人扶養親族 …扶養親族のうち、12月31日現在で70歳以上の人 同居老親等 …老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属(両親、祖父母など)で、12月31日現在、自己又は配偶者と同居している人
	特定扶養親族		630,000 円	450,000 円	
	老人扶養親族	同居老親等	580,000 円	450,000 円	
		その他	480,000 円	380,000 円	
本人・被扶養者	障害者控除	一般	270,000 円	260,000 円	障害者 …前年の12月31日(年の途中で死亡した人については、その死亡の日)現在で、心身に障害のある人(一般的には障害者手帳等の交付を受けている人) 特別障害者 …心身に重度の障害がある人で、療育手帳A、身体障害者手帳1級・2級、精神や身体に重度の障害がある年齢65歳以上で障害の程度が特別障害者に準ずる人(福祉事務所長が認める者)など 同居特別障害者 …特別障害者に該当する控除対象配偶者又は扶養親族のうち、自己又は自己と生計を一にする親族のいずれかの人と同居している人
		特別	400,000 円	300,000 円	
		同居加算	350,000 円	230,000 円	

●基礎控除

納税義務者の所得	2400万円以下		2400万円超 2450万円以下		2450万円超 2500万円以下		2500万円超	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
控除額	480,000	430,000	320,000	290,000	160,000	150,000	0	0

●配偶者控除、配偶者特別控除

	配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除を受ける者の合計所得金額					
			900万円以下		900万円～950万円以下		950万円～1,000万円以下	
			所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
配偶者控除	0円～1,030,000円	0円～480,000円	380,000	330,000	260,000	220,000	130,000	110,000
		老人控除対象配偶者	480,000	380,000	320,000	260,000	160,000	130,000
配偶者特別控除	1,030,001円～1,500,000円	480,001円～950,000円	380,000	330,000	260,000	220,000	130,000	110,000
	1,500,001円～1,550,000円	950,001円～1,000,000円	360,000	330,000	240,000	220,000	120,000	110,000
	1,550,001円～1,600,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000	310,000	210,000	210,000	110,000	110,000
	1,600,001円～1,667,999円	1,050,001円～1,100,000円	260,000	260,000	180,000	180,000	90,000	90,000
	1,668,000円～1,751,999円	1,100,001円～1,150,000円	210,000	210,000	140,000	140,000	70,000	70,000
	1,752,000円～1,831,999円	1,150,001円～1,200,000円	160,000	160,000	110,000	110,000	60,000	60,000
	1,832,000円～1,903,999円	1,200,001円～1,250,000円	110,000	110,000	80,000	80,000	40,000	40,000
	1,904,000円～1,971,999円	1,250,001円～1,300,000円	60,000	60,000	40,000	40,000	20,000	20,000
	1,972,000円～2,015,999円	1,300,001円～1,330,000円	30,000	30,000	20,000	20,000	10,000	10,000
	2,016,000円～	1,330,001円～	0	0	0	0	0	0

※控除を受ける者の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除は適用不可

●生命保険料控除(所得税用) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る保険料

一般の生命保険料控除額		個人年金保険料控除額
保険料支払額	控除額	
0円～25,000円	その全額	左記と同じ
25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円	
50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円	
100,001円～	50,000円	

●生命保険料控除(所得税用) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る保険料

一般の生命保険料控除額		個人年金保険料控除額 介護医療保険料控除額
保険料支払額	控除額	
0円～20,000円	その全額	左記と同じ
20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円	
40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円	
90,001円～	40,000円	
一般生命+個人年金(+介護医療)控除限度額:120,000円		

●生命保険料控除(市県民税用) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る保険料

一般の生命保険料控除額		個人年金保険料控除額
保険料支払額	控除額	
0円～15,000円	その全額	左記と同じ
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	
70,001円～	35,000円	

●生命保険料控除(市県民税用) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る保険料

一般の生命保険料控除額		個人年金保険料控除額 介護医療保険料控除額
保険料支払額	控除額	左記と同じ
0円～12,000円	その全額	
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	
56,001円～	28,000円	
一般生命+個人年金(+介護医療)控除限度額:70,000円		

●地震保険料控除(所得税用)

地震保険料控除額①		旧長期損害保険料控除額②	
保険料支払額	控除額	保険料支払額	控除額
0円～50,000円	その全額	0円～10,000円	その全額
50,001円～	50,000円	10,001円～20,000円	支払金額×1/2+5,000円
		20,001円～	15,000円
控除額は、①②の両方ある場合、それぞれの方法で計算した金額の合計額50,000円が限度			

※旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結された保険期間10年以上で満期返戻金のあるもの。

●地震保険料控除(市県民税用)

地震保険料控除額①		旧長期損害保険料控除額②	
保険料支払額	控除額	保険料支払額	控除額
0円～50,000円	支払金額×1/2	0円～5,000円	その全額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円
控除額は、①②の両方ある場合、それぞれの方法で計算した金額の合計額25,000円が限度			

※旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結された保険期間10年以上で満期返戻金のあるもの。

●雑損控除

災害・盗難・横領などにより生活用資産に損害を受けたとき、次のいずれか多いほうの金額を控除することができる

- ① (損失額 - 保険金などで補てんされる金額 - 総所得金額など)の10%相当額
- ② 損失被害額のうち災害関連支出金額 - 5万円

●社会保険料控除

健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、雇用保険、国民年金、厚生年金の保険料や共済組合の掛金などの支払金額

●小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済掛金などの支払金額

●医療費控除

(支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされた金額) - 10万円(※)

※ 総所得金額が200万円以下の場合、総所得金額×5%を差し引く